

平成 29 年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項

平成 29 年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

第 1 募集定員

各学校の募集定員は、別に定める。

第 2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当するものとする。

学 校 名	要 件
盲 学 校	学校教育法施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、平成29年4月1日現在において満3歳以上6歳未満のもの
ろ う 学 校	学校教育法施行令第22条の3の規定による聴覚障害者で、平成29年4月1日現在において満3歳以上6歳未満のもの

第 3 出願方法

1 出願の制限

他の都道府県から入学を志願する者又は県内の児童福祉施設に措置入所若しくは契約入所し、入学を志願する者の扱いについては、「平成 29 年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」「出願方法 第 2 1 出願の制限 (2)」による。

2 出願期間

平成 29 年 2 月 10 日（金）、2 月 13 日（月）、2 月 14 日（火）、2 月 15 日（水）の午前 9 時から午後 4 時まで及び 2 月 16 日（木）の午前 9 時から正午まで

3 出願手続

(1) 志願者は、次に掲げる書類を志願先の盲学校又はろう学校の校長（以下「志願先特別支援学校長」という。）に提出する。

入学願書

住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成 29 年 1 月以降発行のもの。

健康診断票ア

医療機関が発行したもので、平成 29 年 1 月以降に受診したもの。

なお、志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、その様式によるものとする。

健康診断票イ

健康診断票アとは別に、盲学校においては眼科医、ろう学校においては耳鼻咽喉科医が発行するもので、平成 29 年 1 月以降受診したもの、又は身体障害者手帳の写しとする。

なお、志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、その様式によるものとする。

(2) 必要書類の請求

入学願書等出願に必要な書類は、志願先の盲学校又はろう学校（以下「志願先特別支援学校」という。）に直接請求する。

(3) 入学審査料

無料とする。

4 出願上の注意

- (1) 志願者が作成する書類の署名欄については、住民票記載の文字で記載すること。
- (2) 志願者は、平成 28 年 12 月 28 日（水）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。

第 4 入学検査

- 1 受検者
志願者全員とする。
- 2 検査内容
実態を把握するための検査
- 3 検査会場
志願先特別支援学校とする。
- 4 検査期日
平成 29 年 3 月 7 日（火）
開始時刻については、志願先特別支援学校長が定める。
- 5 検査の実施
検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は志願先特別支援学校長とし、係員は当該学校の教職員をもって充てる。

第 5 選抜の方法

志願先特別支援学校長は、保護者等から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

第 6 入学許可予定者の発表

平成 29 年 3 月 14 日（火）午前 11 時、志願先特別支援学校において行う。

第 7 再募集

入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

- 1 出願資格
「第 2 出願資格」による。
- 2 出願期間
平成 29 年 3 月 15 日（水）の午前 9 時から午後 4 時まで及び 3 月 16 日（木）の午前 9 時から正午まで
- 3 出願手続
「第 3 出願方法 3 出願手続」による。
- 4 検査期日及び検査内容
 - (1) 検査期日
平成 29 年 3 月 17 日（金）
 - (2) 検査内容
「第 4 入学検査 2 検査内容」による。
- 5 入学許可予定者の発表
平成 29 年 3 月 22 日（水）午前 11 時、志願先特別支援学校において行う。